

【令和5年度埼玉県児童虐待防止対策協議会】弁護士後藤啓二氏講話（前半）

○講話冒頭部分（映像・音声なし）

皆様こんにちは。私は、ただ今御紹介いただきましたNPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会一の代表をしております後藤と申します。本日このような場でお話をさせていただく機会をお与えいただき、大変光栄に存じております。

本日の私のテーマは、”ベストの態勢で子どもを虐待から守る「Working Together」の実現を”ということなのですが、この「Working Together」っていうのは、イギリスの児童虐待対策の取組の理念なんです。それはまさに縦割りではなくて、関係機関がみんなで頑張ろう、みんなでベストの取組で頑張ろうと、それがイギリスの児童虐待対策の理念でありまして、埼玉県は非常に進んでおられると思っておるんですけども、全国的に見れば、この「Working Together」に全然なっていない。縦割りで、救えるはずの命が救えないというような問題がだいぶ改善したんですけども、まだかなり残っている。このあとお話ししますが、埼玉県で全国初の警察と児相との情報共有システムも整備されたりして、今その流れが全国的に進んでいるんですけども、まだまだ道半ばの状況でございますので、そういう関係機関の連携の必要性について、まずは述べさせていただいて、あとは、虐待を生き延びた子どもたちも、その後非常に生きづらい状況でございますので、その子たちをいかに救うか、助けるかという問題についてもお話しさせていただきます。やはりその場面でも「Working Together」、関係機関だけではなく、民間の方、企業、住民、みんなでできることは何でもやるぞということで、やっていくべきじゃないかというふうに思っておりますので、そのことについてお話をさせていただきます。

それでは座って、お話をさせていただきます。

○動画の音声テキストはここからです

まずは簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は、もともと警察庁で23年間、役人をしておりまして、大阪府警の生活安全部長というところでは、児童虐待は直接は扱わなかったんですけども少年犯罪対策等、色々な活動に従事をしておりまして、やはりこの児童虐待というのは大変な問題だなというふうに思っていたところであります。その後、警察を辞めまして弁護士になったんですけども、平成20年頃からですかね、全国的に本当にひどい虐待死事件が続くようになりまして、民間の立場でできることをやろうと思ひましてNPO法人を設立しております。最初は、虐待とか性犯罪の被害を受けた子どもたちへの精神的な支援といいますか、専門的な医師の先生と一緒にそういうことをやろうと思って活動していたんですが、虐待がひどくて、死亡事件がひどい。しかもそれが、全くどうしようもなかったような事件ではなく、関係機関が連携すれば救えたんじゃないかという事件が非常に多いということを痛感しまして、現在は専ら、そういう救えるはずの子ども命が救えないようなことだけは、何とかなくそうという取組をしております。それではレジメに従ってお話しします。

現在は、子ども受難の時代だろうというふうに考えております。それは、核家族化・シングル家庭化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化、あるいは密室化したマンションの増加、商店街の消滅です。私の子どもの頃は、うちは大家族じゃなかったですけど大家族の家庭も多かったでしょうし、地域社会、ご近所とは仲良しだったですし、まだ市場というのがあって、そこに行けば商店のおじさんやおばさんとは顔見知りで、おそらく何かあったら守ってくれるんじゃないかというような地域社会だったと思うんですけども、今ではそういうのも全てなくなって、昔のように大家族の中の誰かが、あるいはご近所の誰かが子どもを守るということは、ほとんど期待できないんじゃないかと思っております。

ある学者さんが言っていたのですが、密室化した空間で上下関係、力関係のあるもの同士ではどうしても虐待といいますか、暴力が起こりやすいんだという話は聞いたことがございまして、そういうことからすると、今後とも虐待増は不可避ではないかと。ですから今後は虐待が不可避だということを前提に虐待防止対策をとっていき、あるいはそういう理念が必要ではないかということで、これまで児童相談所が中心でやっておられてそれで良かったんじゃないかと思うんですけども、こういう時代では、やはりそうではなくて、「Working Together」、関係機関が連携して頑張ろうという理念の取組が必要ではないかと考えております。

児童虐待の現状ですが、全国的には、虐待ではないかとの通報が警察に約11万件、児相にも10万件ぐらい寄せられておまして、ほぼ同数、警察と児童相談所に寄せられていると。住民からの多くは警察に寄せられ、児相には学校・病院と公的機関からが多い。

虐待死させられる子どもの数は年間60～100人。ただ、日本小児科学会によると、実際には3.5倍ぐらいに上るんじゃないかと。これもやはり見逃しが非常に多いわけですし、警察でも、やっぱり見逃しもかなりあるだろうなというふうには実感をしておるところであります。

もう一つの問題は、なんとか生き延びた子どもたちも、心の傷、トラウマが深刻でありまして、専門的な治療もほとんど受けることもないし、支援も不十分で生き延びても前向きに生きていくことが困難な状況にあるということでもあります。

もちろん虐待で取り組まなければならない問題は山ほどあるんですけども、本日はこの2点について、救えるはずの命が救えないって問題と、生き延びても生きづらい、この2つの問題についてお話をさせていただきます。

1点目は、児童相談所が関与しながら救えるはずの命が救えない。これはちょっとすみません、題名がミスリードだったんですけども、もちろん児童相談所だけじゃなく、市町村もそうですし、警察もそうですし、あらゆる機関が関与しながら、あるいは気付きながら、救えるはずの命が救えないという事例が多くあります。それはやはり縦割りっていうのが最大の問題であろうというふうに考えておまして、今からご報告いたしますが、児童相談所の甘いリスク判断で、虐待ではない、あるいは軽微であるとして放置されると。それがそのまま最悪、虐待死に至らしめられるということでもあります。これは、先程来から申し上げているように、やはり縦割りの対応ではどうしてもこうなるわけでありまして、子どもを守るベースの体制を整備すべきであろうということでもあります。

2点目は、子どもが虐待を生き延びても生きづらいということで、先ほど申し上げたよ

うに、保護されても専門的な治療を受けられない、あるいは児童養護施設での生活水準が低い、大学進学・就職も不利、卒業後も十分な支援がないというような問題がございます。

この2点についてお話をさせていただきます。

1点目、児童相談所が関与しながら救えたはずの命が救えないということなのですが、先ほど本庄市の事件の話にもありましたが、今から御説明しますが、児童相談所だけじゃなくて、市町村もそうですし、あるいは警察ももちろんそうなんですよね。これまでそういう対応はしてしまっているわけでありまして、共通して言えるのはやはり虐待リスクの判断が甘いということですよ。

代表的なことを言いますと、子どもに傷があって、子どもが親にやられたんだと言っても、親が虐待を否定すれば、要するに知らないとかですね、勝手に転んだんじゃないですかとか言うと、また虐待でないと判断して放置するとことです。あるいは乳児に骨折があり、医師が虐待の疑いが高いといっても、親が否定すればやはり虐待でないと判断するとかですね。あるいは同居男、交際男の虐待が疑われても、男の所在調査、人定調査すらしないとかですね。これは最近すごく多いわけなんですけれども、シングルマザー家庭に同居男、あるいは交際男が出現し、虐待死に至らしめるという事件です。これは、同居男の出現というのは、非常にリスクが高いわけなんですよね。私どもがお願いしているのは、もうその時はすぐに警察に連絡してくださいと。やはり児童相談所とか市町村では、こういう同居男とか交際男の調査をすることは、甚だ困難なわけですよ。警察でも困難な場合があるわけですよ、尾行しなければならぬかもしれないし、非常に困難です。そういうことを普通の公務員である児童相談所とか市町村でやることはほぼ不可能だと思っておりますので、こういう時は直ちに警察に連絡して、警察が調査する、一緒に聞き取りをする、あるいは傷があったら捜査するっていうような体制にしないと、同じような事件が多数もう全国で繰り返されてるんですよ。

本庄市の事件は、警察に連絡があったかどうか分からないんですけども、もし警察に連絡がありながらその一家の調査をしなかったっていうのであれば、やはり警察の責任というのは非常に大きなことになるだろうと。ただ通常は、こういう連絡を受けたら警察が調査して、その同居男とか交際男にちゃんと事情を聞いて、あんた何かやったんかというようなことをちゃんと聞き取れば、それだけでかなりの抑止力になるわけですよ、それで犯罪が行われたことが分かれば逮捕などもできるわけですよ、この辺は、最低限やってほしいということを今全国にお願いをしているところであります。

また、通報された家庭の所在が分からない、これまた結構あるわけなんですよね。泣き声通報などであるのですが、これもやっぱり放ったらかしにしたら非常に危ないわけですよ、大阪市で2児がマンション内に放置されて餓死したという事件がありました、大阪市の児童相談所が3回ぐらいですかね、通報を受けて家庭を探したが分からないのでそのままにしていたと。警察にも連絡しなかったと。これは警察に連絡していれば、これまた警察が何もやらなかったら、もちろん警察のすごい責任になるんですけども、おそらく夜間でもマンションの家庭を1軒1軒ノックしてでも、所在調査すると思うんですよ。やはり役割が違いますから、そのようなことまでを児童相談所とか市町村に期待するのは無

理だと思うんですね。ですから、そういう無理なことはちゃんと警察に直ちに連絡して警察にやってもらうっていうような連携体制をとらないと、これまたいつまでも同じような事件が、我々では分かりませんでした、として起こってしまいますので、これも全国に改善をお願いしています。

あとは、親が面会拒否してそのまま放置するという対応です。これもよくあるんですけども、こういうのが非常に多くて、虐待死に至らしめられていくと。具体的な事件をいくつか説明いたしますと、昨年、奈良県橿原市で、星華ちゃん虐待死事件という事件が起きました。シングルマザー家庭の3歳の子ども目の傷があって、子どもが誰かにやられたと発言したので、歯科医師が児童相談所に通報したんですね。そこから児童相談所が市に連絡して、市の職員が家庭訪問したところ、母親から交際男の手が当たっただけだと説明。虐待ではないと判断。警察に連絡しませんでした。その1か月後、交際男により虐待死させられました。まさに今言ったような事件が起こってしまっていて、これはやはり親の言い分を真に受けるっていうのがまず問題なんですけど、同居男・交際男の存在が分かっているながら調査しないという大きな問題があります。児童相談所や市町村では調査が非常に困難だろうから、これもやはり警察にすぐ連絡して、警察がすぐ調査するという体制をぜひとも作る必要があるということが明らかになった事案であります。

また、千葉県野田市の心愛さん虐待死事件。これも非常にひどい事件でありまして、これも7回8回救えるチャンスがあった事案なんですけど、主なものだけ言いますと、児童相談所は学校から通告を受けました。父親から10回も殴られたと心愛さんが訴えているんですね。これは明らかな犯罪なんですけど、児童相談所が警察に連絡してないんですね。隣の子を10回も殴ったら、これはもう即逮捕ですよ。自分の子どもを10回殴っても問題ないとも思っているんじゃないかと私は思うんですけど。これ千葉県の児童相談所なんですけど、何で自分の子どもだと10回殴っても問題視しないんだということなんです。私はやはり、ここに我が国の児童虐待対応の非常に大きな問題があると思います。親の中でこう思っている人が多いっていうのは、みんな分かっているんですけど、児童相談所でも、学校でもそう思っている。10回殴っても別に警察に連絡しなくてもいいんだと思ってる公的機関がかなりあるんじゃないかと。それが非常に大きな問題であるということです。こういうときに警察に連絡していれば多分逮捕したと思いますし、逮捕しなくても最低でも警告をすれば、それは父親に対するかなりの抑止力になったわけでありまして、こんな事件はおこらなかった。その後も同じようなずさんな対応をしてるんですけども、最後、土壇場は、冬休みになって心愛さんが登校しなかった、長期間欠席したという危険な兆候を把握しながら、児童相談所も学校も家庭訪問もせず、警察にも連絡せず放ったらかしにしていた。その間に殺されていたという事案なんですよ。これは後で言いますが、このような危険な兆候があったときにはすぐ警察に連絡して、警察がすぐ向かえば、衰弱した心愛さんを救うことができたわけでありまして、やはりそういう連携体制を取る必要があるということでもあります。

東京都目黒区の結愛ちゃん虐待死事件。これもひどい事件なのですが、香川県の児童相談所と東京都の児童相談所なのですが、香川県の児童相談所は傷があったんですけど、親が否定したので、虐待でないとして放置したんですね、あるいは東京都の児童相談所は

母親から面会拒否されたら、親との信頼関係が重要としてそのまま放置した。そして警察にも連絡せずについて、虐待死に至らしめてしまったんですね。これは面会拒否というのが極めて危険な兆候なんですけれども、それを放置したというのが問題で、これについて高知県などは、面会拒否されたら直ちに警察に連絡すると、警察の担当者と児童相談所と一緒に家庭訪問してとにかく子どもと面会する、子どもと面談するという連絡体制をとっているんですよね。やっぱりそうしないと、面会拒否されてああそうですかで済ましたらね、これも児童相談所いらないですよね。一般人でもこれ危ないと分かるような話ですから。まずはその子どもの安否を確認する、そのためには、児童相談所が行っても会ってくれないなら、警察と一緒に行けば、親もこれはまず会わせますので、そういう連携体制が必要だということでもあります。

東京都足立区の玲空斗ちゃん虐待死事件。これも非常にひどい話なんですけど、子どもをウサギ用ケージに監禁して虐待死させたという事案です。東京都の児童相談所は11回家庭訪問しながら2度しか会えなかった。それにもかかわらず放置してたという事案です。これは本庄市の事件と似てるのかも知れませんが、近所の住民が次男を見ないという連絡を受けた東京都の児童相談所が慌てて警察に連絡し、警察が捜査し、結局1年以上前に殺されていたということが分かったということなんです。事件発覚後、児童相談所は虐待を疑う情報がなかったと言っているわけなんですけど、これだけ住居訪問して2回しか会えないにもかかわらず、虐待を疑う情報はなかったというのはどうかしていますし、1回か2回会えなかった時点で警察に連絡して、会えないんでちょっと行ってもらえますかと言えばね、警察が行けば、子どもがどういう目にあっているか分かったわけですから、児童相談所は何でそれをしないんだらうなっていうことなんです。なぜ他機関と連携しないのか、「Working Together」をなぜしないのか、なぜ自分だけで判断する、しかもそれを非常に甘く判断する、結局子どもを見殺しにするということになっているわけでもあります。

繰り返し同じような話ばかりで、皆さんも気が重くなると思うんですが、市町村でも全く同じような話がありまして、大阪府摂津市の3歳児熱湯による殺人事件、これもやはりシングルマザー家庭で男と同居を始めた。これもまた危険な兆候なんですけど、さらに母親の友人から、このままでは子どもは殺されるかもしれないという、非常にもう最大級の通報があったんですけども、それでも市は大丈夫と判断するんですよね。警察にも連絡しないまま。そして子どもは男から熱湯を浴びせられて殺されたという事案です。

私はこれは、本当にもう不思議っていうか、なんでここまでの危険な情報があっても放ったらかしにできるのかということなんですけど、残念ながらこういう事件が毎年毎年続いているということでもあります。

ここには書かなかったんですが、実は警察もね、同じようなことやってるんですよね。

生活安全部長さんは御存知だと思いますけど、狭山市の羽月ちゃん虐待死事件というのは、警察に虐待でないかとの110番が2回入って、警察が2回行ったんですけど、親が「いや私何もやってませんよ」と言われたので、虐待でないかと判断して、児童相談所にもどこにも通告しなかったという事案です。実は、この案件は狭山市も把握していて、ちょっと問題のある家庭だったんですけども、狭山市の方も児相に連絡しなかったということなんです。ですから、この3者が自ら得た情報を集約すれば、これは危険な家庭だ

ということが分かったわけなんですよね。

私が申し上げてる基本は、情報の集約なんですよね。多くの機関が情報を把握しているわけですから、把握できた情報を兎相に集約する、兎相で多くの情報に基づいて、できる限り正確な虐待リスクの判断をする、こういう体制を作るのが第一歩。ここからやらないと。それぞれの機関が1回見に行って「大丈夫」、親が「いや私は何もやってません」、「ああ、そうですか」で済ませていたら、いつまで経っても同じ事件が続いてしまうということなんです。

児童相談所のことを書いてますが、すべての機関が自分の機関だけで「これは大丈夫」と判断しないようにしなければならないということでもあります。それはこのポンチ絵を見ていただいたら明らかだと思うんですけども、一つの機関だけで子どもを見守るのと、多くの機関の多くの目で子どもを見守るのと、どちらが子どもにとって安全かという、これはもう明らかですよ。もう100人が100人、右側のほうがいいに決まってるということですよ。

埼玉県さんはかなり前から全件共有やっていたいただいているんですけど、私、いま全国回って、こういう体制作ってくださいよと自治体をお願いして、これを見せて明らかですよと言っても、実は、やってくれないところが結構あるんですよ。結構ある。

「うちはちゃんとやっています」と、東京都なんかそう言うんですよ。あれだけの事件を起こしていても、「いやいや、うちはちゃんとやっています」と。警察との情報共有は2割ぐらいしかしていないんですけど、「それで十分です」と今でも言っている。そういう都道府県や政令指定都市が残念ながら、だいぶ減ったんですけど、今でも10自治体近くあって、お願いしてるんですけど、なかなか全国すべては行っていないということでもあります。

これを何とかするためには、兎相と市町村と警察が全ての情報を共有して、できる限り正確に虐待リスクを判断すると、それぞれの機関が協力して、優れた能力がそれぞれあるわけですから、役割分担してベストの力で子どもを救える体制を作ってください、という要望活動を行っております。これは日本医師会とか、東京都医師会、看護協会、主に医師の方の御協力を得てやらせていただいております。まず児童相談所と警察がすべての案件を共有するという内容の法律の制定を求めたんですけど厚労省に拒否されてしまい、その代わり、非常に不十分な情報共有の基準を作られてしまいました。それではないので個別に自治体を訪問して説得して、今ようやく政令指定都市合わせて50~60程度の自治体で児童相談所と警察との全件共有が実現しているんですけども、まだまだ自治体が残ってるというのが実情であります。

情報共有のメリットについてちょっとわかりやすく例を言いますと、その図をご覧ください。児童相談所が単独で対応した場合どうなのかということなんです。例えば子どもの泣き声がするということで行って、親が否定したような場合には、これ当然虐待リスク低と判断しますよね。あるいは虐待ではないと判断すると思います。この案件を警察と共有すると、警察の方でデータベースでチェックして、いや実はこの父親に虐待歴がある、あるいはDV歴がある、あるいは子どもの方を深夜に保護したことがあるというようなことがあると、それを兎相に通報することになるわけです。すると兎相は、ああそうだったんだと、虐待リスク中程度だなというふうに判断できます。その後、兎相と警察とでこの

案件は心配なので一緒に注意してやっていきたいと思いますということになり、警察が付近をパトロールをしていたところ、男の怒鳴り声が聞こえたので入っていったら、父親が子どもを叩いていたことが判明したとしますと、こういうことが分かれば、当然警察は兇相に情報提供して、兇相は虐待リスクは高と判断して一時保護も検討できるということになるわけです。これはもちろん警察に限らないんですけども、他機関と案件を共有すると、その案件についてそれぞれの機関が、保有する情報、あるいはその後保有するに至った情報、警察に言えばもちろん警戒して、パトロール活動とかいろんなことやりますので、近所の聞き込みとかやりますので、新たな情報が分かるわけなんですよ。そういう情報も得て、児童相談所が虐待リスクを判断する。要するに、できる限り正確に虐待リスクを判断するためには、警察だけじゃありませんが、少なくとも警察と案件を共有して、警察の持っている情報を得て判断する必要があるということでもあります。

あともう一つは、その危険な兆候把握時の緊急連絡ということで、先程来申し上げているような面会拒否とか、長期欠席とか、あるいは同居人出現のような、これは非常に危険な兆候なんですよ。これを児童相談所に放ったらかしにされたら困るっていうか、その子どもの命が危ないわけなんですよ。ですからそういう場合、兇相や市町村だけでは対応できない、あるいは会えないような場合には、警察へ連絡する。すると、警察が直ちに家庭訪問する、そこで子どもが衰弱していたり怪我があったらこれは緊急に保護できるわけなんですよ。こういうことをやれば、かなりの子どもの命が土壇場でも救えたのではないかと思います。野田市の心愛さん事件もそうですし、他にも同様の、奈良県の星華ちゃん事件もそうですし、非常にいっぱいあるんですよ。ですから土壇場でも、なんとか命を救うんだというような体制を作る必要があるし、それには24時間、直ちにいける警察に依頼するしかないわけなんですよ。ですから、ぜひともそういう体制を作っていたきたいということでもあります。

遅れてるといえるか問題の話ばかりしてしまったのですが、埼玉県ははじめ一部の県では、非常に先進的な取組がなされつつあります。まず埼玉県では2020年、全国で初めてリアルタイムで最新の情報を児童相談所と警察が共有する情報共有システムが整備されました。これにより、これまでは最初の段階だけしか児童相談所が警察に情報提供しなかったのが、警察はその後リアルタイムで最新の情報も分かるようになりました。もう大丈夫かなと思ったら、ちょっと危険だなというのがお互いわかって、じゃあちょっと一緒に行きましょうとかね、いろんなことができるようになったわけです。私はこれができる時、非常に嬉しくて。埼玉県にいろいろ教えていただいて、お伺いして、それを全国の自治体やこども家庭庁に勧めたり、広めたりしてたんですけども、昨年度の補正予算で、こども家庭庁さんも自治体に補助する予算をつけてくれました。埼玉県の進んだシステムを全国に広めようということ、国もいま、やってくれるようになっております。

内容は、兇相のデータベースに警察の方からアクセスして最新の情報を把握できるというものです。それで警察の方からも情報を、ここはちょっと入力できる情報が限られているような気もする。警察と兇相とでお互いの情報を共有して、正確な虐待リスクを判断できるようなシステムに今なっておるといえるものであります。これは今、全国で、6府県で

整備されてまして、2023年度の補正予算で、神奈川県と横浜市と兵庫県で整備してもらってまして今全国でどんどん整備が進められています。非常に良い方向に行っているわけでありまして、それも埼玉県が最初にやっていただいたおかげで非常に感謝をしております。

また、岐阜県ではですね、これ岐阜市内についてだけなんですけれども、岐阜市と岐阜市の教育委員会と児相と警察の4者が同じ事務所で勤務しています。ですから児相に通報の電話がかかってきたら、後ろで警察も聞いてるんですよ。で、すぐ、こういう通報がありましたと4者で緊急受理会議というのをやって、4者か3者が一緒に、家庭訪問をします。その結果を含めて関係機関で虐待リスクの判断をするという取組をしています。これは最初から、児相と市町村と警察がもう最初から情報共有して、家庭訪問を一緒にしてリスク判断も一緒にやってるといようなことで、これは実はイギリスのやり方なんですけれども、私はこういうのができれば非常にいいんじゃないかと思っています。今、岐阜県岐阜市でやってもらってます。

次に、大阪府では、これ大阪府警なんですけれども、児相から警察に情報提供された案件につき警察のデータベースで照合して、虐待とかの対応歴を児相にフィードバックしています。また一時保護を解除されて子どもが自宅に戻った家庭、これは非常に危険な家庭なんで、そこについては警察が独自に家庭訪問して、その結果を児相に報告しているということをやっています。これやはり児相では人員不足ですから、警察の方で、もちろん児相と協議してやってるんですけども、こういう家庭に家庭訪問しますねと言って、その結果を報告しています。そして、ちょっと危ないみたいですよということになると、児相が再度の一時保護が検討できるということでありまして、やはりそこは警察の体制・能力を活用した連携体制が構築されています。

高知県では先ほど申し上げたように親が面会拒否すれば直ちに警察に連絡して、警察官と一緒に家庭訪問する。これで、親はまず諦めるといいますか、まず会わせますんで、そこで子どもの安否が確認できる。怪我や衰弱していたらそこで緊急に保護できる、こういう体制をとっています。

これ以外でも実は結構いろんな連携をされている自治体が出てきておりまして、10年前よりかは見違えるように改善しています。ただ、先ほど言ったように、東京都をはじめ10都県ぐらいではね、いやもう今で十分ですよと言って、なかなか関係機関の連携をしないところがまだ残っているというのが現状であります。

埼玉県のおかげで、かなり全国的にも進んできたんですけども、課題はやはりまだあります。一つはさらなる有効な連携システムの整備ということで、埼玉県としても大変進んでいるんですけども、一つの問題はですね、市町村とリンクされてないということですよ。

これも本庄市の事件もありましたけど、これについては警察が知ってたかどうかというのは教えていただきたいんですけども、先ほどの摂津市の事件などでは、大阪府の児童相談所と警察とはちゃんと全件共有してるんですけども市とはやってないんですよ。結局、市はあれだけ危険な案件でも警察に情報提供してないということなので、結局そのままにして殺されてしまったということです。私はやはり市町村の情報も、全て合わせて

データベースを作るべきじゃないかと思います。児童相談所と市町村と警察の3者の情報を合わせれば、より正確な虐待リスクを判断できるようになりますので、その中で、もちろん全件ではできないんですけども、危険度の高い虐待リスク高と判断した案件については3者で協議して、今度は警察が見に行きますとか、今度は児相が見に行きますとか、そういう取組をやっていただければなと考えております。

また可能であれば病院ですね、全ての病院っていうわけにはいかないかもしれないんですけども、虐待対応等をよくやっておられる病院なんかにはやはり端末を置いて、医師が非常に心配だなと、明らかな虐待だったら通告してもらおうと思うのですが、ちょっと心配でよくわからないと言った場合にはこのデータベースを検索すればヒットするようなシステムにすれば病院からの通報というのかなり増えるんじゃないかなというふうに思っております。やはり情報の集約、できるだけ多くの情報を集約して、それを活用して、虐待を見逃さないようにするという体制整備が、一番に必要なだろうなというふうに考えております。

もう一つの課題はこれは先程来から申し上げてるんですけども、本当は国がもっと危機感を持ってもらいたいんですけども、私1人でこんなこと言ってもしょうがないですけど、自治体の格差が大きすぎるわけなんですよ。最も進んでいる第一グループは、埼玉県をはじめ9自治体、すべての案件につき最新の情報を共有するようなシステムを整備する・整備しようとしているのが9自治体、あるいは岐阜県とか大阪とか、すごい優れた取組をやってるところもあるんですけどもやはりまだ少ないですよ。4分の1かそれぐらいでしょうかね。

第2グループというのは児相と警察が全件共有している、ちゃんとすべての案件を共有する体制をとっているんですけども、埼玉県のようなシステム整備がされてないところ。こういうところは、毎月児相が受理した虐待案件の一覧表が送られてくるのですが、その後さほどの連携した取組がなされていないというところ。す。

第3グループっていうのが最大の問題なのですが、東京都で言えば2割ぐらいしかね、これ都民の方が聞いたら怒るんじゃないかと思うんですけど、児童相談所は、虐待じゃないかという通報があった案件の2割ぐらいしか警察に連絡してないですよ。要するにあとは虐待じゃないと、あるいは「もう大丈夫」と、児童相談所だけで判断してるんですよ。果たしてこんなことを、虐待じゃないかと心配で通報した人は想像してるのかということですよ。自分が通報した案件を、児童相談所だけで1回か2回の家庭訪問で、「はい、これは大丈夫でした」というようなことで切り捨てているなんて、普通の人は思わないんじゃないかと思うんですよ。ちゃんと警察とか関係機関で連携して、ちゃんと何回か家庭訪問してその後見守ってるのではないかと、おそらく普通の人が役所を信用してる人はそういうふうに思っておられると思うんですけども実はそうじゃないですよ。8割は自分たちだけで「はい、これは違いました」と、あるいは「大丈夫です」と言って、警察にすら連絡しないという対応をしている。こういう県が東京都をはじめまだいくつもある。

先ほどの奈良県の話もそうですよね。シングルマザー家庭で、同居男から殴られたのではないかと歯科医師さんから通報があっても、奈良県は警察にも連絡していないというこ

となんです。こんな危険な案件すら連絡しないのでは、一体どんな案件を連絡しているのだと思いますが、もしかしたらほとんど連絡していないのではないかと思います。この第3グループを本当にもう何とかしないと駄目だということで、国に対しては、前は厚労省に言っていましたけども全然やってくれなかったですが、こども家庭庁になりまして非常に対応良くなったんですけども、やはりこのままではおかしいんじゃないのと、子どもが守られる自治体とね、守られない自治体の格差が大きすぎるということなんですよね。私どもがいくら要望しても拒否する自治体はまだ残っているわけです。これは地方自治体の自由でしょとか、裁量でしょうとか、あるいは地方自治でしょうという問題じゃないと思うんですよね。子どもの命を守る体制にここまで格差を認めていいのかと、国は放ったらかしにしているのかということで、ずっと要望しています。それを受けてこども家庭庁は、先ほど申し上げたような情報システムの整備の補助制度をつけてくれたのは非常にありがたいんですけども、東京都とかそういうところにちゃんと指導してくださいよとお願いしているのですが、それはしてくれないんです。はっきりと理由は言われずちょっと分からないんですけども、こども家庭庁は全くやってくれないんで、まだそういう自治体が残っているままです。ですから私どもはずっと今でも要望活動を続けているのですが、こども家庭庁には、法律で義務付けてほしいと、ちゃんと関係機関で情報を共有して連携して活動する体制で、できれば埼玉県が作ってくれたリアルタイムでの最新の情報共有システムを整備しなければならない、というようなことをちゃんと国の法律で書いてくださいということを要望しています。ただ、これまた、ノーアンサーのままなのですが、引き続き働きかけて参りたいと思っております。

以上が、救えるはずの子ども命が救えないということだけは何とかしたいという点についてのお話です。もちろん残念ながら、児童相談所にも警察にもどこにも通報がなく、全く知る由もなく、虐待死させられる、あるいは心中死させられる子どもというのはゼロにはできないと思います。それは、もっと他の色々な機関で取り組んでおられる川上の対策といいますか、色々な対策が必要だと思います。

ただ、関係機関が把握した案件というのは、これやはりもう絶対虐待死させてはいけないというふうに思っていますので、そこは児童相談所、市町村、警察あるいは医療機関がもっと連携して、できるだけ正確にリスクを判断して、ベストの体制で子どもを守る活動を行ってほしいというふうに思っているところでございます。

時間の関係もありますので、2点目の生き延びても生きづらい、というお話についてお話をさせていただきます。

(後半に続きます)